

内部統制の実効性向上を求める改訂内部統制基準が公表されました

1. 改訂の経緯

金融庁は、2023年4月7日に「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」を公表しました。今回の改訂は、2011年3月に小幅な改訂が行われましたが、制度導入以来15年振りの改訂になります。

改訂の経緯として、①経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例や内部統制の有効性の評価が訂正される際に十分な理由の開示がない事例等が見られるなど内部統制報告制度の実効性に関する懸念が指摘されたこと、②国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論の進展の反映、具体的には2013年5月にCOSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)による「内部統制の統合的フレームワーク(Internal Control - Integrated Framework)」が公表されたことの2点が大きな理由として挙げられています。2つ目の2013年のCOSO改訂では経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に対処するために、(a)内部統制の目的の一つである「財務報告」を「報告」に拡張、(b)不正に関するリスクへの対応の強調、(c)内部統制とガバナンスや全組織的なリスク管理との関連性の明確化等が行われています。

2. 改訂の最重要ポイント

改訂基準は、内部統制報告制度の実効性を高めることを目的としていますが、「実効性」を高めるためには、自社のビジネスモデルを理解し、自社に関連するリスクとその変化を見極め、より「効果的」な内部統制システムの整備・運用を「効率的」、かつ「確実に実行」することが肝要になります。このための最重要ポイントとして3つを挙げると以下の通りです。

- ①経営者評価におけるリスクアプローチの徹底
- ②ガバナンスと全社的リスクマネジメントとの一体運用
- ③ITへの対応

3. 経営者評価におけるリスクアプローチの徹底

(1) 数値基準等の取り扱い

我が国で初めて内部統制報告制度が導入される際、実務上の混乱を避けるべきとの配慮から、内部統制実施基準には経営者による評価範囲の決定に関して「95%」「5%」「2/3」などの指標(数値基準)と、「売上・売掛金・棚卸資産」という特定の勘定科目も例示されています。これらはあくまでも例示であったにも関わらず、企業のビジネスモデルの実態とリスク変化等を個社ごとに十分に見極めることをしないでこれらの例示を形式的に適用してしまい、結果として「会計不正が発生する＝開示すべき重要な不備を見逃す」などの好ましくない事案が起きてしまいました。改訂基準では、まず留意すべきリスク等として9項目もの「リスクの発生と変

化が生じる場合」を具体的に挙げて企業に対する啓発を行っています。また、従来からの数値基準等の例示の取り扱いに関しては、当面の間残すものの段階的な廃止に向けた検討を行うことに言及しています。

- ・規制環境や経営環境の変化による競争力の変化
- ・新規雇用者
- ・情報システムの重要な変更
- ・事業の大幅で急速な拡大
- ・生産プロセスおよび情報システムへの新技術の導入
- ・新たなビジネスモデルや新規事業の採用又は新製品の販売開始
- ・リストラクチャリング
- ・海外事業の拡大又は買収
- ・新しい会計基準の適用や会計基準の改訂

(2) リスクアプローチ徹底のための対応策

経営者による評価範囲の決定において、よりリスクに基づいた決定が行われるようにするため改訂ポイントとして、2つ挙げられます。

- ① 経営者評価に関して(a)評価の計画段階における協議、(b)状況の変化等があった場合の協議の2つを明示しており、ともに監査人との協議を行うことが適切であるとして、強制まではしていませんが強く求めています。
- ② 内部統制報告書の記載内容のうち、内部統制の評価範囲に関して、特に以下の3つについて、決定の判断事由を含めて記載することが適切であると、記載内容の充実を求めています。
 - イ. 重要な事業拠点の選定において利用した指標とその一定割合
 - ロ. 評価対象とする業務プロセスの識別において企業の事業目的に大きく関わるものとして選定した勘定科目
 - ハ. 個別に評価対象に追加した事業拠点および業務プロセス

4. ガバナンスと全社的リスクマネジメントとの一体運用

改訂基準において、「ガバナンス」とは、組織が、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであると定義されました。また、「全組織的なリスク管理」とは、適切なリスクとリターンバランスの下、全組織のリスクを経営戦略と一体で統合的に管理することであることが明確にされました。

これまで内部統制、ガバナンス、および全組織的なリスク管理の関係については、論者によって包含する関係、または階層的な関で説明するなど様々でしたが、内部統制基準での解釈が与えられました。この整理の上で、内部統制、ガバナンスおよび全組織的なリスク管理は一体的に整備および運用されることが重要であることが強調されています。また、これらの体

制整備の考え方として、3線(Line)モデルが例示されました。

3線モデルでは、以下のような3つの機能で設計されます。

「第1線」=業務部門内での日常的モニタリング(担当部長による指導・監督)を通じたリスク管理

「第2線」=リスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理

「第3線」=内部監査部門による独立的評価

このモデルは従来、金融機関等で使用されていたモデルですが、元々のディフェンスに重きを置いたリスク管理方針から、守りだけではなく攻めをも合わせた両方向についてリスク管理するようなモデルに進化しています。

この3線モデルに関する改訂基準でのポイントとして、第3線である内部監査のレポーティングラインとして、業務執行機関に加え、ガバナンス組織(執行を監督する取締役会)に対しても報告することを求めていることが挙げられます。この方式は一般的に「デュアルレポーティング」といわれますが、このようにガバナンス機関に直接報告することは、コーポレートガバナンス・コードでも求められており、経営者による内部統制の無効化に対する抑止力として期待されており、経営者不正への組織的な対応は改訂基準のポイントになっています。

5. IT への対応

内部統制報告制度が導入されて以降、デジタル技術の発展とIT環境の変化には著しいものがあります。オンプレミス(自社でコンピュータシステムの所有・利用)からクラウド化およびアウトソーシング化への切り替え、ビッグデータの集約と利活用、AI技術やブロックチェーン技術の革新的な進化によって、より高度で複雑な業務遂行が可能になる一方で、外部からの悪意あるサイバー攻撃によって、企業が蓄積した貴重なデータが改ざんされる、漏洩してしまう、または消失するなどの深刻な被害がすでに生じており、財務報告の信頼性の観点からもその被害は無視できないほど大きくなっています。またコロナ禍におけるリモートワークの進展によって、PDFファイルの利用や、現場に直接赴いて実施するモニタリング業務の取りやめなど、一時点での緊急避難的な業務プロセス等の変更が、その後も変更に対応する承認手続や実効的なモニタリングへの切り替え等が行われずに放置されている状況も散見されています。デジタル技術の発展とIT環境の変化に対して、自社の状況を十分に認識し、そのリスク変化に内部統制の整備状況が対応しており、適切に運用されているかどうかについて、このタイミングで再確認することをお勧めいたします。

GTMグループでは、皆様のお悩みに丁寧・迅速に対応いたします。

ご相談などございましたら、下記宛メール或いはGTMの担当者にお申し出ください。

〔担当窓口〕GTMグループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp